

「生月中学校いじめ防止基本方針」

本方針は、「いじめ防止対策推進法第13条」により、国が策定した「いじめの防止のための基本的な方針」及び「長崎県いじめ防止基本方針」、「平戸市いじめ防止基本方針」に基づき、生月中学校のすべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめ防止に向けた基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が組織体として迅速に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの生徒にも起こりうることを前提として、いじめをしない・させないための未然防止に重点を置く。その際、日常的な生活の中で、生徒たちがよりよい人間関係を構築していくことがいじめ防止になることを全職員で確認し、教育活動に取り組むことが重要である。

2 いじめ防止・いじめ事案への対応のための校内組織の設置

いじめ防止にあたっては、上記の基本姿勢の下、校長・教頭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭からなる「生徒指導部会」が中心となって生徒の情報収集・情報交換・情報共有を図り、積極的な生徒指導を推進する。

また、生徒指導部会メンバーに教務主任・教育相談係・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラーを加えた「いじめ対策委員会」を定期的開催し、生徒指導部会で上がった生徒指導上の事例や本校の「いじめ防止策」について検討し、推進していく。いじめ事案発生時は、随時開催し、PTA役員・学校評議員・主任児童委員・民生委員・警察経験者等外部専門家を加えて適切に対応していく。

3 教師の指導力向上に向けた取組

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくりの実践資料集」、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用した校内研修を実施し、教師間の共通理解・共通実践へと繋げていき、教師の指導力向上を図る。

4 いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置等に関する取組（別表）

5 保護者への連絡と支援

いじめ事案が確認された場合には、該当者や周囲の生徒等から、面接やアンケート等により事情を聴取し、事実関係を明らかにする。これにより明らかになった事実関係を被害・加害両生徒及び保護者に対して伝える。いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。

6 重大事態への対処

(1) 教育委員会や関係機関等との連携

① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど、重大事態が発生した場合には、その事実を速やかに平戸市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。生徒や保護者からいじめにより重大な事態が発生したという申し出があった場合にも同様に対処する。

② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認識した場合には、警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生ずる恐れがある場合には、直ちに警察署に通報し、援助を求める。

(2) 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合には、学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、いじめを行った生徒に対して懲戒を与える。その際には生徒が自らの行為を反省し、健全な人間関係を育むことができるよう教育的に配慮する。

【別表】

生月中学校いじめ防止基本方針

(図)

【めざす子ども像】

○思いやりのある生徒（徳）○確かな学力をもつ生徒（知）○心身ともにたくましい生徒（体）

【PTA・地域との連携】

- 携帯電話等ルールづくり
- 基本的な生活習慣の育成
- 家庭読書の推進
- 「家族の日」の活用（家族の触れ合い）
- 登下校時のあいさつや声かけ
- 見守り活動
- 地域行事への参加・支援

【いじめ防止に関わる校内委員会】

- ＜生徒指導部会：毎週木曜日に実施＞
校長・教頭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭
- ＜いじめ対策委員会：随時＞
校長・教頭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭・教務主任
教育相談係・特別支援教育コーディネーター
スクールカウンセラー・該当生徒の担任

【関係機関】

- 市教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- 学校支援会議
- 主任児童委員・民生委員
- 警察署・県北保健所
- 福祉事務所
- 地方法務局
- 児童相談所
- 等

【いじめ防止】 「いじめを生まない生き生きとした学校づくりの推進」

- 全職員による一致協力した校内指導体制を確立する。
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員間の共通理解と生徒観察力や対応力の向上を図る。
- すべての教育活動を通して自己肯定感や社会性を培い、人権意識と生命尊重の態度を育成する。
- 道徳の時間を要として、日常的な教育活動の中で道徳的な実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- 生徒会活動を通して、自主的な活動を計画的に仕組み、自己指導能力の育成を図る。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」を活用し、「規範意識」や「思いやりの心」を育成する。
- PTA活動や学校支援会議等、学校と家庭・地域社会、関係機関がいじめ問題等について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

【早期発見】

- 教職員による観察や生活ノートの活用、職員相互の情報交換
- 毎月の生活アンケート調査の活用や定期的な個人面談の実施
- 教育相談体制の整備（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、相談の場の設定）
- PTA役員や学校支援会議メンバーなど、地域からの情報提供

【いじめに対する措置】 「危機管理のさ・し・す・せ・そ」で

- ①情報の収集と記録（時系列で記録 5W1H）
教職員・生徒・保護者・地域住民・その他から情報を集め、記録する。
- ②関係機関（市教委等）と指導・支援体制を組む（「組織」で指導・支援体制を組む）
- ③子ども・保護者への指導・支援
 - いじめられる生徒の安全確保と信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
 - いじめる生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
 - 観衆・傍観者にある生徒には、自己の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
 - 保護者には、つながりのある教職員を中心に、即日家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ④場合によっては、医療・警察と連携を行う。「出席停止」等懲戒も視野に入れておく。
- ⑤随時、指導・支援体制に修正を加え、組織的でより適切に対応する。
- ⑥一応の解決後も、定期的・継続的な調査や相談を行い、常に状況把握に努める。